

郡山市告示第430号

郡山市税条例（昭和40年条例第39号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年能登半島地震により被災した納税義務者及び特別徴収義務者に係る市税について、次のとおり期限を延長する。

令和6年1月30日

郡山市長 品川 萬里

1 期限延長の対象

地方税法（昭和25年法律第226号）又は郡山市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関するもの

2 期限延長の対象地域

石川県及び富山県

3 期限が延長される期日

当該対象が令和6年1月1日以降に到来するものについて、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。